

利根沼田地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、利根沼田地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、利根沼田地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他利根沼田地域定住自立圏構想の推進に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから沼田市長が委嘱する。

- (1) 利根沼田地域定住自立圏形成協定に掲げる取組事項に関連する分野の関係者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、沼田市企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。